

令和5年第5回矢掛町議会第2回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和5年10月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （閉会） 午前 9時56分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 岡 敦 副 町 長 山 縣 幸 洋  
 教 育 長 山 部 英 之 総 務 防 災 課 長 堀 賢 一  
 産 業 観 光 課 長 池 田 敏 之

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第60号 賑わいのまちやかかげ宿創出施設の指定管理者の指定について（再議）

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

本日は何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。  
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第5回矢掛町議会第2回臨時会を開会いたします。

なお、この臨時会では議長より執行部に対して、再議案件審議に必要な最小限の人員での出席を求めておりますので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（花川大志君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番石井信行君と、9番川上淳司君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（花川大志君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

ここで町長からの御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第5回矢掛町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多忙な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本臨時会では、先の第4回矢掛町議会第3回定例会におきまして、御議決いただきました議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についてに係る再議を求めるものでございます。

どうか、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長からの挨拶が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第60号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について（再議）

**○議長（花川大志君）** 日程第4，議案第60号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についての再議案件1件を議題といたします。

議案審議の前に，本案は議員の自己の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき，地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められる土田正雄君の退場を求めます。土田正雄君，よろしくお願いたします。

〔11番 土田正雄君 退場〕

**○議長（花川大志君）** それでは，議案第60号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についての議決に当たり，本議案は地方自治法第117条における議員の利害関係のある事件として認められるため，地方自治法第176条第4項の規定により，再議に付す事となりました。

町長から再議に付した理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは，議案第60号，賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についてに係る再議について，御説明申し上げます。

先の第4回矢掛町議会第3回定例会におきまして，本件の審議の際，地方自治法第117条の規定に基づき議事に参与することができない者として除斥されるべき議員が，議事に参与して議決が行われました。このため，同法第176条第4項の規定により，再議を求めるものでございます。

議案の内容につきましては，先の第4回矢掛町議会第3回定例会におきまして，御説明を申し上げましたとおりでございます。御審議のほど，どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 町長から再議に付した理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 1件お尋ねします。指定管理については原則公募となっていますが，原則公募となっているのはなぜか。その理由について，御存じであれば教えてください。

**○議長（花川大志君）** 執行部の答弁を求めます。

（発言する者あり）

**○議長（花川大志君）** 執行部，原則公募の根拠をお示してください。

（発言する者あり）

**○議長（花川大志君）** 執行部，まとめることができませんでしたら，一旦休憩いたしますか。

（発言する者あり）

**○議長（花川大志君）** はい。暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ，休憩の前に引き続き会議を続行いたします。

執行部の答弁を求めます。副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 指定管理の公募，なぜ原則公募になっているか，その根拠という話ですが，元々指定管理というのは地方自治法第244条の2の規定に基づいて，町で条例を作ってその募集等について定めとなっております。その中で条例，また，その施行規則におきまして，原則公募するというものを条例及び規則で定めております。それが，公募の理由といえますか，公募するというその根拠になります。

ただし，公募の手続きを取る暇がないこと，また，適切な運営を確保するために必要と認めるときは，この限りではないという，そういう条項もございます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** なぜ、原則公募なのか。何条に書いてあるからではなくて、その設定されている理由。なぜそれが、その条項が設定されたのか。そのことの原因についてお答えください。

**○議長（花川大志君）** 執行部、よろしいですか。副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。その条例を作った施行規則を作った時の理由ということですが、当時、当然指定管理については新たな自治法の制度によるもので、町が初めておそらく平成27年ぐらいと思いますが、初めて施行規則を作って実施をいたしました。その時に一般的な雛形といいますか、そういった事例もございますのでそういうことを検討して、その時決定をして決めたということになります。

どう言いますかね。公平性、いろんな入札制度もありますが、公平性とかそういったことを加味したひとつのパターンだと思っております。

以上です。

**○議長（花川大志君）** 質疑はありませんか。

[なし]

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についての反対討論を行います。

まず、予算決算常任委員会に配られた資料によりますと、株式会社やかげ宿を指定管理者にする理由として、いくつか挙げられています。

継続的な矢掛の賑わいづくりに貢献している。道の駅、町家交流館で創出した賑わいと相乗効果が期待できる。株式会社やかげ宿の設立趣旨にかなうものである。これらの理由から、やかげ宿でやかげ西町イベント広場の適正な運営を確保するために、矢掛町公の施設に関わる指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条第1項の但し書きの規定により、指定管理者を非公募としたとあります。

指定管理というのは一体どういうものなのか。私は本当に、議員になってまだよくわかっていなかったんですが、この制度は、民間活力を生かすということで設立されたもので、さまざまな団体に管理をしてもらう。人間を区切って行う、あるいは、過去の実績を問わないということが言われています。このために人間を区切って、特定の団体が固定して維持管理に当たらないようにするというのが、この構造趣旨だとのことでした。

なぜ非公募に固執するのかですが、町長も原則公募が望ましいと考えてフルーツトピアは公募にした。9月議会で言われました。

公募にして、株式会社やかげ宿のほかに応募がなければ、フルーツトピアと同じようにそれで済むことです。非公募にして株式会社やかげ宿に固執するのはなぜか。

株式会社やかげ宿が指定管理しなければ西町イベント広場の管理運営は適切に行われなくなる恐れがある。恐れがどこにあるのか、町民は全く理解できません。

行政と指定管理業者との癒着が懸念されるからこそ、指定管理は公募を原則にしています。町民とまちづくりを進める重要性をアピールするためにも、公募の原則に戻すべき時です。町民はそのことを望んでいると思います。

イベント広場を建設する際に「何が出来るの?」「どうしてまた新しい施設を造るの?」「空き地のままではどうしていけないの?」「町民の憩いの場を潰すの?」さまざまな声があります。皆さんも聞かれたと思います。「今、あんな立派な施設が必要なの?」という声も聞かれます。

多くの町民が、ほとんど何も知らされないままにきたことにより、他の地域はもちろんのこと、地元住民も共にまちづくりを進めようという気になっていないばかりか、お上にすることに文句を言うなどというふうに感じられる。この行政の姿勢に押され気味だと言います。

町政の理解が得られているのかという点で、そういうふうには言えないこの事業を、せめて指定管理の公募で、町民と共に議会も率先してまちづくりを進める、その第一歩にすべきではないかと考えて、議案第 60 号への反対討論とします。

**○議長（花川大志君）** ほかに討論はありませんか。12 番浅野君。

**○12 番（浅野 毅君）** 60 号についての賛成の立場で討論させていただきます。

いま、指定管理に指定する団体は株式会社やかげ宿、代表取締役が鳥越良光さん。いずれにしてもこの代表の方は矢掛町出身であり、矢掛町のことを非常によく御存じで、いろんなことを公平公正にやられる方で私も個人的によく知っております。そういう意味で、もう代表がふさわしいということで一番に賛成だなというふうな考えを持っております。

それと、あと、この会社が設立する時も町ももちろん出資しましたが、一般の矢掛町民がもう主力でございます。資本金 1,000 万ですかね。そういうことで、これも公平性は担保されております。会社自身がですね。

あと、従業員の方、代表、専務、皆さんのお仕事ぶりをずっと私も外から見させていただきましたが、非常に良く献身的に町のために仕事をしております。もうなかなかできるものではございません。

そういう意味で、いろいろございますが、もちろん公募ということが原則でありましょうが、それにも増して随意契約という制度もございます。これは許されて、条例の趣旨からとしても、法の精神からも許されておりますし、一番随契というのが良いものではないと後からいろんな討論は出ると思うんですけど、自信を持って随契にされたということで、その辺りも私は支持してございまして、賛成ということで討論させていただきました。

以上です。

**○議長（花川大志君）** そのほか、討論はありませんか。

[なし]

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 60 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定については、先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 60 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

[起立]

**○議長（花川大志君）** 起立多数と認めます。御着席ください。したがいまして、議案第 60 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第 60 号の審議が終わりましたので、土田正雄君の入場をお願いいたします。

〔10番 土田正雄君 入場〕

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって令和5年第5回矢掛町議会第2回臨時会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、令和5年第5回矢掛町議会第2回臨時会は、閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。山岡町長。

**○町長（山岡 敦君）** 閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

このたびの令和5年第5回矢掛町議会第2回臨時会では、再議を求めました案件につきまして、御審議を賜り、御決定をいただき、まことにありがとうございました。今後とも、議員の皆様と力を合わせて、町政発展のため、力を尽くしてまいりたいと存じます。引き続き、御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 以上をもちまして閉会といたします。皆さん、お疲れでございました。

午前9時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員